

様式第1号〔その2〕（第8条関係）

東温市公告第 76 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）により市有財産を売り払う。
（電子入札用）

令和 8 年 10 月 30 日

東温市長 加藤 章

1 入札に付する物件

物件番号	物 件 名	予定価格(円)	入札保証金(円)
8-1-001	消防ポンプ積載車	50,000 円	5,000 円

（注） 予定価格とは、あらかじめ東温市が定めた最低落札価格をいう。

2 入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- (3) 市が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 市税又は市の使用料等を滞納している者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請がある者

3 入札に参加する者が順守されなければならない条件

- (1) 東温市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市のガイドライン」という。）並びにシステム提供法人が定めるオークションに関する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し順守すること。
- (2) 本公告に定める手続に従って、あらかじめ入札の参加申込みを行うこと。

4 入札の参加申込み

(1) 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、令和 8 年 10 月 30 日から令和 8 年 11 月 17 日まで、システム提供法人の運営する公有財産売却システムにより、入札参加申込みの手続を行うこと。

入札参加申込み（本申込み）は、次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。また、入札参加申込書には、居住地の市区町村長が発行した住民票の写し（住民票コード及び個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付すること（いずれの書類も原本であることとし、入札執行前3か月以内に発行されたものであること。）。

ただし、予定価格が安価な場合は、住民票の写し（住民票コード及び個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）の添付を別に指定した方法に代えることができる。

ア 受付場所 東温市役所 3階 総務課

イ 受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）から 令和 8 年 11 月 17 日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

エ 留意事項

郵送による受付の場合は、受付期間の終了日の消印有効とする。

5 市のガイドライン、契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 4の(1)のアに同じ。

イ 東温市公式ホームページ及び公有財産売却システム上

(2) 期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）から 令和 8 年 12 月 8 日（火）まで
なお、受付場所における閲覧時間は、4の(1)のウと同じとする。

6 入札執行の場所及び期日

(1) 場所

公有財産売却システム上で行うものとする。

(2) 入札期日

令和 8 年 12 月 1 日（火）から 令和 8 年 12 月 8 日（火）まで

(3) 開札日

令和 8 年 12 月 8 日（火）

7 入札の方法

(1) 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行うものとする。

なお、この登録は1回限り行うことができるものとする。

(2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、予定価格の100分の10以上の市が定めた入札保証金を令和 8 年 11 月 17 日までに公有財産売却システム上で行うクレジットカードにより納付すること。ただし、市がクレジットカード以外での納付を指定した場合は、その納付方法による。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に充当する。
なお、落札者が市の指定した期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後に返還する。

9 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は公有財産売却システムを使用して開札確認を行い、売却区分（普通財産売却の財産の出品区分）ごとに、入札価格が予定価格以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合は、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定するものとする。

10 契約書作成の要否

自動車のみ契約書の作成を要する。その他の物件は契約書を省略する。

11 契約保証金

(1) 契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額（8の(1)と同額）とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は没収し、返還しない。

(2) 契約保証金は、売買代金に全額充当する。

12 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、令和 8 年 12 月 21 日までに、市が指定する方法により納入すること。

13 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、き損など東温市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うことになり、売買代金の減額を請求することはできない。

14 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札及び契約に関する手続の担当

東温市総務部総務課管財係

備考 この様式により難しいものにあつては、必要に応じて適宜変更して使用する。